

蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業業務方法書

平成20年2月28日付け19蚕提携第3号

財団法人大日本蚕糸会会頭通知

改正 平成22年4月12日付け21蚕提携第87号

改正 平成23年4月15日付け22蚕提携第65号

改正 平成26年5月15日付け26蚕提携第1号

(目的)

第1条 この業務方法書は、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要綱（平成20年2月6日付け19生産第7660号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要領（平成20年2月6日付け19生産第7661号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）及び蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業費補助金交付要綱（平成20年2月6日付け19生産第7659号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金交付要綱」という。）に基づき、一般財団法人大日本蚕糸会（以下「本会」という。）が行う「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業」（以下「本事業」という。）の業務遂行についての基本的事項「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業業務方法書」（以下「業務方法書」という。）を定め、もってその業務の適切な運営に資することを目的とする。

(本事業実施の趣旨)

第2条 本事業は、次の事項の実現を目指して実施するものとする。

- (1) 蚕糸業の再生と持続的な発展を図るため、蚕糸業（蚕種業、養蚕業、製糸業、生糸流通業等）と絹業（絹織物業、絹織物流通業、小売業等）が連携し、国産繭・生糸の希少性又は特徴を活かした、消費者に評価される純国産絹製品を「国産ブランド」として確立し、輸入糸を使用した絹製品とは区別された市場を構築すること。
- (2) 純国産絹製品を容易に識別でき、かつ、その生産履歴が分かる表示をする等、消費者に対し、純国産絹製品に関する情報等を積極的に発信すること。
- (3) 消費者に純国産絹製品を適正な価格で購入してもらい、蚕糸・絹業の連携の中で、収益を蚕糸・絹業が適切に配分することにより、養蚕農家等の経営の安定を図られるようにすること。
なお、絹タンパク質の利用等、繭・生糸の多様な機能の利用も促進すること。

(業務運営の基本方針)

第3条 本会は、本事業の業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関との

緊密な連携の下に、その業務を円滑かつ効率的に運営するものとする。

(業務)

第 4 条 本会は、要綱、要領及び補助金交付要綱に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、事業の目的を達成するために必要な業務を行うものとする。

- (1) 蚕糸・絹業提携支援緊急対策基金(以下「提携支援基金」という。)の造成及び管理に関すること。
- (2) 本事業の実施体制に関すること。
- (3) 助成金の交付に関すること。
- (4) その他、本事業に係る業務に関する必要なこと。

第 2 章 提携支援基金の造成及び管理

(基金の造成)

第 5 条 本会は、要綱第 2 の 1 の(1)に定められた提携支援基金を、国からの補助金(以下「提携支援資金」という。)及び本会の資金(以下「支援団体資金」という。)により造成するものとする。

(基金の管理)

第 6 条 提携支援基金は、要綱第 3 の 1 及び 2 に規定する事業以外の用途に使用してはならない。

2 本会は、提携支援基金を次に掲げる方法により管理するものとする。

- (1) 銀行への預金又は貯金
- (2) 国債、地方債、政府保証債又は銀行若しくは農林中央金庫が発行する債券の取得

3 本会は、提携支援基金を他の業務に係る資金と区分して経理するため、特別会計を設けて、会計処理するものとする。また、提携支援基金は、提携支援資金と支援団体資金に区分して整理するものとする。

4 要綱第 3 の 1 又は 2 に規定する事業に係る助成金の交付又は経費の支出は、提携支援基金から必要な金額を取り崩して行うものとする。

5 提携支援基金の管理は、上記規定のほか、本会が別途定める「蚕糸・絹業提携支援緊急対策基金管理規程」によるものとする。

(果実の取扱い)

第 7 条 提携支援基金の管理に伴い生ずる果実は、提携支援基金に繰り入れるものとする。

第 3 章 本事業の実施体制

(事業推進指導體制の整備)

第 8 条 本会は、要綱、要領及び補助金交付要綱に基づき、本事業を円滑かつ効率的に実施するため、本会の事業実施体制を整備するものとする。

(蚕糸・絹業提携支援センターの設置)

第 9 条 本会に、本事業の円滑かつ効率的な実施を図るための内部組織として、蚕糸・絹業提携支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。

2 支援センターの構成及び業務は、本会が別途定める「蚕糸・絹業提携支援センター設置規程」によるものとする。

(蚕糸・絹業提携システム全国推進協議会の設置)

第 10 条 提携システムの形成に向けて、情報の共有及び円滑な事業推進を図るため、支援センターに、農林水産省、経済産業省、蚕糸・絹業の関係団体及び流通・小売業関係団体等の協力を得て、これらの者により構成する「蚕糸・絹業提携システム全国推進協議会」(以下「全国協議会」という。)を設置するものとする。

(事業推進委員会の設置)

第 11 条 本会に、本事業実施希望者から提携システム確立事業計画書(以下「確立事業計画書」という。)が提出された際の審査機関として、本会の役職員以外の者で本事業に関係しない第三者をもって構成する事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 本会は、提出された確立事業計画書を承認する際には、推進委員会を開催し、事業実施要件適合性について意見を聴取するものとする。

3 推進委員会の委員の構成及び任命並びに委員会の運営は、本会が別途定める「事業推進委員会設置規程」によるものとする。

(事業執行上の諸規程の適用)

第 12 条 本事業の執行については、本会が別途定める諸規程の適用があるものとする。

第4章 助成金の交付

(本事業の種類)

第13条 本事業の種類は以下のとおりとする。

(1) 蚕糸・絹業提携システム形成支援事業

蚕糸業と絹業とが連携して、国産繭・生糸の希少性又は特徴を活かした純国産絹製品(非衣料を含む。以下同じ。)づくりを全国的に展開するための準備活動を推進することとし、以下の事業を自ら実施するとともに、蚕糸・絹業の関係者に対して、助成を行うものとする。

ア 提携システム構築コーディネート事業

蚕糸・絹業提携システムの構築を図るため、蚕糸・絹業における情報の収集・提供等を行うほか、提携システムの構築に取り組む蚕糸業者及び絹業者に対する調整・相談等を行うコーディネーターを登録し、養蚕・絹織物主産地等必要な地域に派遣する。

イ 提携システム構築バックアップ事業

輸入品と差別化された純国産絹製品づくりに必要な、養蚕用資材の安定供給体制の整備、純国産絹マークの管理及び普及等の事業を実施する。また、純国産絹製品の製造や販売を行うまでの準備期間における製品の試作や試験販売等の事業を実施する。

ウ 純国産絹製品づくり条件整備事業

(ア) 稚蚕共同飼育所の再編整備

輸入品と差別化された純国産絹製品づくりに必要な小ロット・多蚕品種飼育、広域配蚕に対応し、稚蚕の効率的かつ安定的な供給を図るため、稚蚕共同飼育所の再編整備・利用調整計画の策定及び機械・機材等の整備に必要な経費を助成する。

(イ) 稚蚕の安定供給

養蚕作業の省力化・効率化を図るため、稚蚕共同飼育所において1令から3令までの蚕を飼育するのに必要な経費を助成する。

(ウ) 機械・機材の整備及び技術実証

輸入品と差別化された純国産絹製品づくりに必要な特殊生糸等繰糸機、小ロット対応繰糸機、特殊乾繭用装置等の機械・機材の整備及びこれらの機械・機材を用いた技術実証に要する経費を助成する。

(2) 蚕糸・絹業提携システム確立対策事業

提携システムを確立するため、蚕糸業と絹業とが連携して、消費者に評価される純国産絹製品の製造・販売及び蚕や繭の新たな用途を開発した製品の製造・販売に取り組む場合の初度的経費に対する助成を行うものとする。

(事業の内容)

第14条 本事業の内容、事業実施主体、負担区分及び補助率は、別表の定めるところによる。

(本会が行う事業の実施及び助成)

第15条 本会は、要綱第3の1の(1)の 及び に規定する蚕糸・絹業提携システム形成支援事業を、要綱、要領及び補助金交付要綱並びに業務方法書及び同細則に定めるところにより実施するものとする。

2 本会は、要綱第3の1の(1)の 及び同第3の2の規定に従って事業を実施する者に対して、要綱、要領及び補助金交付要綱並びに業務方法書及び別表の定めるところにより助成するものとする。

(確立事業計画の策定及び承認)

第16条 要綱第3の2の事業の助成を受けようとする事業実施主体は、要領別記様式1号により確立事業計画書を策定し、本会会頭の承認を受けるものとする。

2 確立事業計画書の承認に当たっては、以下の要件を満たすものについて行うものとする。

ア 確立事業計画の内容が、国産繭・生糸の希少性を活かした高品質な純国産絹製品づくりを通じて、従前の繭代補てん対策からの脱却が可能なものになっていること。

イ 養蚕農家、製糸業者、絹織物業者、流通・小売業者等との連携体制が確立され、構成員の役割分担や事業活動等に関して規約又は契約書が作成されていること。

また、事業実施主体において会計規程が作成されていること。

ウ 養蚕農家に支払う繭代について、養蚕農家の再生産が可能な水準以上の繭代が保証されていること。

(事業計画の策定、提出、承認、交付申請及び交付決定)

第17条 本事業の事業実施主体は、事業の種類に応じ、要綱第4の1及び要領第6の1、2及び3の規定により、下記の事務手続きを行うものとする。

(1) 要綱第 3 の 1 の (1) の 及び の事業計画は、要領別記様式第 2 号により本
会が策定し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）と協議するもの
とする。事業計画の変更についても同様とする。

(2) 要綱第 3 の 1 の (1) の 及び要綱第 3 の 2 の事業計画の策定、承認及び助成
金の交付申請は、要綱 3 の 1 の (1) の の事業にあつては、要領別記様式第 3
号、要綱第 3 の 2 の事業にあつては、要領別記様式第 4 号により、助成を受ける
事業主体が策定し、本会会頭に正副 2 部提出して行い、本会会頭の承認及び交付
決定を受けるものとする。

(3) 本会会頭は、当該計画の承認又は交付決定を行う場合に当たっては、あらかじ
め生産局長と協議するものとする。事業計画書又は助成金の内容の変更について
も同様とする。

(助成金の請求)

第 1 8 条 実施要綱第 4 の 2 の規定による概算払いの請求は、要領別記様式第 7 号により、
本会会頭に行うものとする。

(事業実績報告等)

第 1 9 条 本会は、実施要綱第 3 の 1 の (1) の 及び の事業実績報告を、原則として、
事業実施計画を策定した年度の 3 月末日までに、要領別記様式第 8 号により、作成する
ものとする。

2 要綱第 3 の 1 の (1) の 及び要綱第 3 の 2 の事業を実施した事業実施主体は、当該
事業に係る実績報告を、原則として、事業実施計画を策定した年度の 3 月末日までに、
要綱第 3 の 1 の (1) の の事業にあつては、要領別記様式第 9 号、要綱第 3 の 2 の事
業にあつては、要領別記様式第 1 0 号により、本会会頭に正副 2 部提出するものとする。

3 本会会頭は、本条 2 により事業実施主体から実績報告書の提出があつた場合には、当
該事業内容を審査の上、速やかに補助金の額を確定し、要領別記様式第 1 1 号により、
事業実施主体に通知するものとする。

4 本会会頭は、要綱第 5 の 2 の規定に基づき、本条の 1 及び 2 の実績報告をとりまとめ
た上、要領別記様式第 1 2 号により、報告に係る年度の翌年度の 5 月末日までに生産局
長に報告するものとする。

(事業の委託)

第 2 0 条 要綱第 3 の 1 の (1) の の事業にあつては、事業の一部を他の事業者に委託
して実施することができるものとする。

第5章 その他本事業の運営管理

(調査閲覧)

第21条 本会は、必要があると認めるときは、事業実施主体及び事業の委託を受けた者を調査し、助成金の交付に関する関係書類、物品等の閲覧を求めることができるものとする。

2 事業実施主体は、本事業の助成金に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を、各事業年度毎に、当該年度に係る助成金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(助成金の返還)

第22条 本会は、事業実施主体が、助成金の使用又は管理に関し重大な過失を犯した場合には、事業実施主体に対し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実施細則)

第23条 本会は、この業務方法書に定めるもののほか、必要に応じ本事業の円滑な実施に必要な事項について、実施細則その他の規則を定めるものとする。

(附則) 平成20年2月28日財団法人大日本蚕糸会会頭通知
この業務方法書は、生産局長の承認のあった日から施行する。

(附則) 平成22年4月12日財団法人大日本蚕糸会会頭通知
この業務方法書は、生産局長の承認のあった日から施行する。

(附則) 平成23年4月15日財団法人大日本蚕糸会会頭通知
この業務方法書は、生産局長の承認のあった日から施行する。

(附則) 平成26年5月15日一般財団法人大日本蚕糸会会頭通知
1 この業務方法書は、生産局長の承認のあった日から施行する。
2 改正前の本業務方法書により実施した事業については、なお従前の例による。

別表

業務方法書第14条に規定する事業内容等は、以下のとおりである。

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	負担区分	補助率
1 蚕糸・絹業提携システム形成支援事業	(1)提携システム構築コーディネート事業	本会		定額
	<p>ア 蚕糸業及び絹業に係る情報の収集・提供</p> <p>蚕糸業及び絹業の各段階における生産、流通、消費動向並びに提携システムに関する動向等に関する情報を収集し、整理・加工して蚕糸業・絹業等の関係者に提供する事業とする。</p>		支援団体資金	
	<p>イ 提携システム構築のための相談・指導</p> <p>提携システムへの参加を希望する蚕糸業者及び絹業者からの相談に応じ、適切な指導・助言を行う事業とする。</p>		提携支援資金	
	<p>ウ 蚕糸・絹業情報交換会の開催</p> <p>提携システムの構築を支援するため、養蚕及び絹織物の主産地、絹織物集散地等において蚕糸・絹業情報交換会を開催する事業とする。</p>		提携支援資金	
	<p>エ コーディネーターの派遣</p> <p>提携システムを構成する事業者間の調整を行うコーディネーターを支援センターに登録し、養蚕・絹織物の主産地、絹織物集散地、小売店等に派遣する事業とする。</p>		支援団体資金	
	(2)提携システム構築バックアップ事業	本会		定額
	<p>ア 養蚕用資材の安定供給</p> <p>輸入品と差別化された純国産絹製品づくりの取組を継続的に実施するため、養</p>		支援団体資金	

	<p>蚕用資材(桑収穫機、自動飼育機械、糸払機、収繭毛羽取機等)を安定的に供給する取組を支援する事業とする。</p> <p>イ 純国産絹製品の試作、評価 輸入品と差別化され消費者に評価される純国産絹製品づくりを進めるため、試作品の製作・展示、製品を紹介するパンフレット等の制作等の活動を行う事業とする。</p> <p>ウ 純国産絹製品等の普及・啓発 小売店等の協力を得て、形成支援事業及び確立対策事業で開発した試作品、商品等の純国産絹製品を、全国主要な百貨店等において展示・PRを行うとともに、モニター販売等を行うアンテナショップを設置する事業とする。</p> <p>エ 純国産絹マークの管理及び普及 蚕糸業者、絹業者等の関係者等からなる協議会を開催し、純国産絹製品マークの普及促進、実施状況の調査等を通じてマークの管理、PR等を行う事業とする。</p> <p>オ その他の取組 その他、蚕糸・絹業提携システムにより輸入品と差別化された純国産絹製品づくりを確立しようとする関係者の取組が円滑に行われるよう必要な支援を行う事業とする。</p> <p>(3) 純国産絹製品づくり条件整備事業</p> <p>ア 稚蚕共同飼育所の再編整備 稚蚕の効率的かつ安定的な供給を図るため、稚蚕共同飼育所の再編整備等次に掲げる機械・機材等の整備に必要な経費を助成する事業とする。</p>	<p>農業者が組織する団体、製糸業者、蚕種業者、撚糸業者又は本会が生産局長に推</p>	<p>提携支援資金</p> <p>提携支援資金</p> <p>提携支援資金</p> <p>提携支援資金</p> <p>支援団体資金</p> <p>提携支援資金</p>	<p>1 / 2 以内</p>
--	--	---	---	-----------------

	<p>(ア) 稚蚕共同飼育所の再編整備・利用計画の策定</p> <p>(イ) 小ロット・多蚕品種飼育に対応した飼育施設の増改築、空調設備等の新増設及び廃棄</p> <p>(ウ) 稚蚕共同飼育所の統廃合のための設備の新設及び廃棄</p> <p>(エ) 広域配蚕に対応した機材整備</p> <p>(オ) その他農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が特に必要と認めた事項</p> <p>イ 稚蚕の安定供給 稚蚕共同飼育所において1令から3令までの蚕を飼育するのに必要な経費を助成する事業とする。 (助成の単価は、1箱当たり以下の金額を限度とする。) 平成26年度 7千円 平成27年度 6千円 平成28年度 5千円</p> <p>ウ 機械、機材の整備及び技術実証 次に掲げる機械、機材の整備及びこれらの機械・機材を用いた技術実証に必要な経費を助成する事業とする。 (ア) 特殊生糸等繰糸機 (イ) 特殊乾繭・煮繭用装置 (ウ) 小ロット対応織機 (エ) 小ロット対応稚蚕飼育機械・施設 (オ) 小ロット対応撚糸機 (カ) その他純国産絹製品づくりに必要な特に生産局長が認める機械</p>	<p>薦し、生産局長の認定を受けた団体</p> <p>養蚕農家と製糸業者、生糸流通業</p>	<p>提携支援資金</p> <p>提携支援資金</p> <p>支援団体資金</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>
<p>2 蚕糸・絹業提携システム確</p>	<p>(1) 提携システム確立のための支援 蚕糸・絹業提携システムの確立に取組む提携グループに対し、初度的経費の助成</p>			

<p>立対策事業</p>	<p>を行う事業とする。</p> <p>ア 事業の取組要件</p> <p>提携システム確立のための助成を受けようとする事業実施主体は、下表に定める取組項目のうち2項目以上かつ5以上の取組内容を実施するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="395 571 976 2049"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 571 550 667">項目</th> <th data-bbox="550 571 976 667">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 667 550 1193">繭生産段階</td> <td data-bbox="550 667 976 1193"> ア優良蚕品種に係る稚蚕の増殖 イ優良蚕品種への転換 ウ選繭の徹底等による品質向上対策 エ蚕室環境の改善による病蚕の抑制 オ技術研修や市場調査実施 カその他飼育方法の改善、改良等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1193 550 1675">製糸段階</td> <td data-bbox="550 1193 976 1675"> ア選繭の徹底 イ繰糸機の改良及び維持管理の徹底 ウ低速繰糸等による繰糸方法の改良 エ生糸等の試作品の製作及び供給 オその他繰糸方法の改善、改良等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1675 550 2049">生糸流通、製織、絹製品製造、流通、小売段階</td> <td data-bbox="550 1675 976 2049"> ア製品の企画、改良等に係る蚕糸・絹業関係者との情報交換 イ織技術や精練加工技術の改良及び技術研修 ウ生地試作品の作成及び配布 エ原料生糸の安定的な確保の </td> </tr> </tbody> </table>	項目	取組内容	繭生産段階	ア優良蚕品種に係る稚蚕の増殖 イ優良蚕品種への転換 ウ選繭の徹底等による品質向上対策 エ蚕室環境の改善による病蚕の抑制 オ技術研修や市場調査実施 カその他飼育方法の改善、改良等	製糸段階	ア選繭の徹底 イ繰糸機の改良及び維持管理の徹底 ウ低速繰糸等による繰糸方法の改良 エ生糸等の試作品の製作及び供給 オその他繰糸方法の改善、改良等	生糸流通、製織、絹製品製造、流通、小売段階	ア製品の企画、改良等に係る蚕糸・絹業関係者との情報交換 イ織技術や精練加工技術の改良及び技術研修 ウ生地試作品の作成及び配布 エ原料生糸の安定的な確保の	<p>者、絹織物業者、絹製品製造・流通業者、小売業者等のうち1以上の事業者が共同して、純国産絹製品づくりに取り組む事業協同組合、その他のグループ</p>		
項目	取組内容											
繭生産段階	ア優良蚕品種に係る稚蚕の増殖 イ優良蚕品種への転換 ウ選繭の徹底等による品質向上対策 エ蚕室環境の改善による病蚕の抑制 オ技術研修や市場調査実施 カその他飼育方法の改善、改良等											
製糸段階	ア選繭の徹底 イ繰糸機の改良及び維持管理の徹底 ウ低速繰糸等による繰糸方法の改良 エ生糸等の試作品の製作及び供給 オその他繰糸方法の改善、改良等											
生糸流通、製織、絹製品製造、流通、小売段階	ア製品の企画、改良等に係る蚕糸・絹業関係者との情報交換 イ織技術や精練加工技術の改良及び技術研修 ウ生地試作品の作成及び配布 エ原料生糸の安定的な確保の											

ための在庫保有
 才染め技術の改良及び技術研
 修
 カ染色生地を試作品作成及び
 配布
 キパンフレットやポスター等
 の作成・配布
 ク顧客の産地・工場見学等の
 企画及び実施
 ケ製品に関する売り場職員研
 修
 コその他純国産絹製品の販売
 促進等

イ 助成額

当該年度に使用する繭の生産数量に、
 下表に定める助成金の単価を乗じて得た
 額を上限として、事業開始から原則とし て
 3年間の定額助成とする。

蚕糸・絹業提携システム確立対策事業の
 支援単価（円/生繭1kg）

年産	26年産	27年産	28年産
支援単価	1,250	1,250	1,250

(注) 1 . 上記の支援単価(26～28年)に
 は、繭代輸送費 (50円 / 生繭1kg)
 を含む。

2 . 単繭重の軽い原種の繭及び三眠
 蚕繭については、掛り増し経費を
 考慮し、繭生産数量の補正を行う
 ことができる。

